

「中小企業の会計に関する指針」の改正に係る公開草案に対する コメント募集の結果について

平成 28 年 2 月 2 日
日本公認会計士協会
日本税理士会連合会
日本商工会議所
企業会計基準委員会

平成 27 年 10 月 2 日付けで、「中小企業の会計に関する指針」の改正に係る公開草案に対するコメント募集を行いました。その結果、下記のとおりコメントを 1 件頂きました。

「中小企業の会計に関する指針」作成検討委員会において検討し、お寄せいただいたコメントの概要及びコメントに対する考え方を取りまとめましたので、公表いたします。

今回のコメント募集に当たりご協力いただきました方々へ厚く御礼申し上げます。

記

1. コメント募集の実施方法

募集期間：平成 27 年 10 月 2 日（金）～11 月 2 日（月）

告知方法：関係 4 団体ホームページ

コメント提出方法：電子メール

2. コメント募集の結果

提出件数：1 件

3. お寄せいただいたコメントの概要とコメントに対する考え方

別紙のとおり

4. 本件に関するお問い合わせ先

日本公認会計士協会 <http://www.jicpa.or.jp> (小 粥：03-3515-1160)

日本税理士会連合会 <http://www.nichizeiren.or.jp> (藤 田：03-5435-0937)

日本商工会議所 <http://www.jcci.or.jp> (大 山：03-3283-7844)

企業会計基準委員会 <http://www.asb.or.jp> (宮 治：03-5510-2723)

コメントの概要及びコメントに対する考え方

今回の「中小企業の会計に関する指針」の改正に係る公開草案に対するコメントの概要及びコメントに対する考え方は以下のとおりです。

No.	コメントの概要	コメントに対する考え方
1	<p>公開草案において「9. 本指針の適用に当たっての留意事項 (2) 重要性について」に追加された文章は不明確であるため、下線部を追加する等してはどうか。</p> <p>「重要性の原則は、<u>各論に特段の記載がなくとも、本指針のすべての項目に適用される。</u>」</p>	<p>コメントを頂いたとおり、重要性の原則は、各論に特段の記載がなくとも、本指針のすべての項目に適用されますが、「すべての項目に適用される」との記載があるため、公開草案どおりとさせていただきます。</p>